



令和6年1月19日

国土交通省 関東地方整備局
京浜河川事務所

第8回 『明日の西湘海岸を考える懇談会』を開催します。

国土交通省及び神奈川県は、西湘海岸における保全対策等に関する事業を行っています。この海岸管理者が行う事業の情報提供を基に、学識経験者、地元関係者、行政機関等が集まり、防災、環境、利用など様々な観点から、これから西湘海岸のあり方について意見交換を行う『明日の西湘海岸を考える懇談会』を平成27年3月25日から開催しています。このたび、第8回懇談会を下記のとおり開催しますので、お知らせします。

1. 日時 令和6年1月26日（金） 13：30～
2. 会場 二宮町生涯学習センターラディアン（ミーティングルーム2）
神奈川県中郡二宮町二宮1240-10
3. 議事（予定）
 - ・直轄西湘海岸保全対策事業の概要について
 - ・神奈川県による海岸保全対策事業の概要について
4. 主催 国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所・神奈川県

※懇談会は、傍聴規定に基づき傍聴することができます。

当日、受付にて必要事項を記入の後、係員の指示により会場へ入場をお願いします。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 神奈川県政記者クラブ

<問い合わせ先>

国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所 TEL：045-503-4000（代表）

副所長 高橋 岩夫（たかはし いわお）

地域防災調整官 後藤 順一（ごとう じゅんいち）

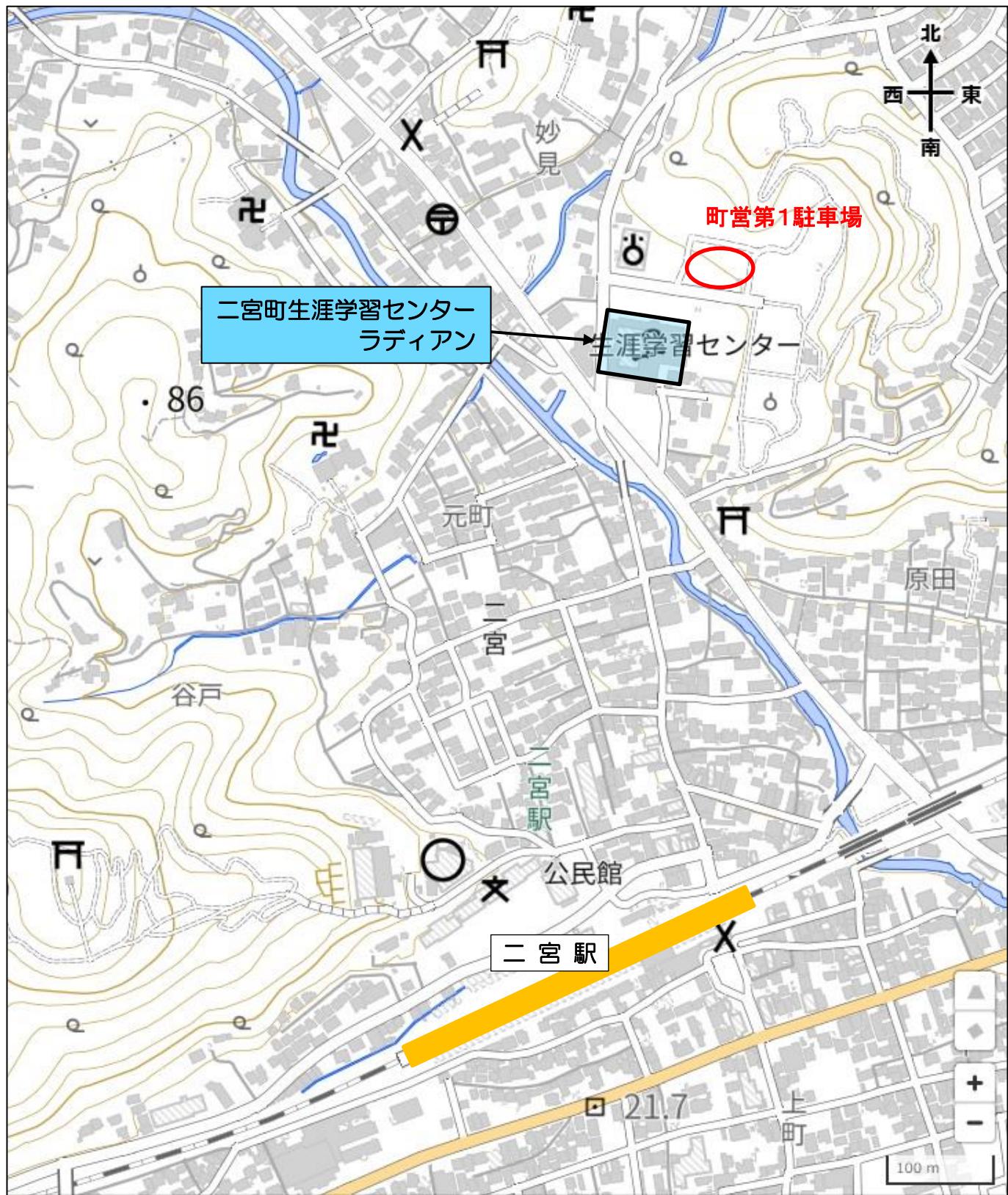
神奈川県国土整備局河川下水道部

防災なぎさ担当課長 田村 貴久（たむら たかひさ） TEL：045-285-0815（直通）

河港課なぎさグループ 和寺 哲平（わでら てっぺい） TEL：045-210-6514（直通）

【会場位置図】

所在地: 神奈川県中郡二宮町二宮1240-10



出典: 国土地理院ウェブサイト(<https://maps.gsi.go.jp>) 一部加筆

・車でお越しの場合は、町営第1駐車場へお願いします。

・JR東海道線

二宮駅 北口 より徒歩7分

・神奈中バス

元町バス停留所より徒歩3分

堂面バス停留所より徒歩3分

参考①

「明日の西湘海岸を考える懇談会」委員名簿

| 氏 名 | 所 属 | |
|-----------|--------------------------|-----------|
| 【座長】宇多 高明 | 日本大学 客員教授 | 有識者 |
| 佐藤 憲司 | 高知工科大学 システム工学群 教授 | |
| 川辺 みどり | 東京海洋大学 学術研究院 教授 | |
| 柴山 知也 | 早稲田大学 理工学術院 教授 | |
| 関根 正人 | 早稲田大学 理工学術院 教授 | |
| 武井 正 | (公財) 相模湾水産振興事業団代表理事 | 漁業関係 |
| 高橋 征人 | 小田原市漁業協同組合代表理事組合長 | |
| 小島 拓 | 大磯二宮漁業協同組合代表理事組合長 | |
| 上田 雅一 | 大磯二宮漁業協同組合副組合長 | |
| 小泉 隆史 | 大磯町区長連絡協議会会长 | 住民 利用者 |
| 蒲原 辰弘 | 大磯海の会議代表 | |
| 山田 幸伯 | 二宮町地区長連絡協議会代表 | |
| 田邊 邦良 | 二宮町観光協会会长 | |
| 小又 寛 | 二宮海岸に砂浜を戻す会代表 | 行政 |
| 加藤 史訓 | 国土交通省国土技術政策総合研究所海岸研究室長 | |
| 鳥海 義文 | 小田原市副市長 | |
| 鈴木 一男 | 大磯町副町長 | |
| 渡邊 康司 | 二宮町副町長 | |
| 田村 貴久 | 神奈川県県土整備局河川下水道部防災なぎさ担当課長 | |
| 近藤 修宏 | 神奈川県県西土木事務所 小田原土木センター所長 | |
| 近藤 充志 | 神奈川県平塚土木事務所長 | |
| 荒木 茂 | 国土交通省関東地方整備局河川部低潮線保全官 | |
| 嶋崎 明寛 | 国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所長 | |

参考②

「明日の西湘海岸を考える懇談会」 傍聴規定

(趣旨)

第1条 本規定は、明日の西湘海岸を考える懇談会（以下「懇談会」という。）の傍聴に関し必要な事項について定めるものである。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に区分する。

(傍聴者受付)

第3条 事務局は傍聴者受付を設置するものとし、傍聴を希望する者は傍聴者受付にて住所・氏名・年齢を記入するものとする。

2 傍聴希望者数が、定員に満たない場合は傍聴希望者全員を傍聴可能とする。ただし、定員を超える場合は報道関係者を優先し、一般傍聴者は、受付の先着順により決定する。

(傍聴席に入場することができない者)

第4条 次の者は、傍聴席に入場することができない。

(1) 第3条により決定した傍聴者以外の者

(2) 審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

(傍聴者の守るべき事項)

第5条 傍聴者は、会場の秩序を乱し、又は審議の妨害となるような行為をしてはならない。

また、傍聴者は発言してはならない。ただし、座長の求めがあった場合は、この限りではない。

(写真、映画、テレビ等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴者は、会場において、写真、映画、テレビ等の撮影をし、又は録音等をしてはならない。ただし、事前に座長の許可を得た場合は、この限りではない。

(秩序の維持)

第7条 座長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴者に必要な事項の指示をし、又は事務局の職員に指示させることができる。

2 座長は、前項の指示をし、又は事務局の職員に指示されたにもかかわらず、傍聴者が指示に従わないときは、傍聴者を退場させることができる。

(その他)

第8条 この規定の変更やこの規定に定めのない事項は、座長が懇談会に諮って定める。